

## ○町田市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱

令和7年9月1日  
施行  
財務部財政課

## 第1 設置

町田市が徴収する使用料、手数料その他の税外収入に係る受益者負担の適正化に関し、必要な意見を聴取するため、町田市受益者負担の適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## 第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 受益者負担の適正化の取組に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## 第3 組織

- 1 委員会は、委員3人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

## 第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

## 第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 庶務

委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、2025年9月1日から施行する。